

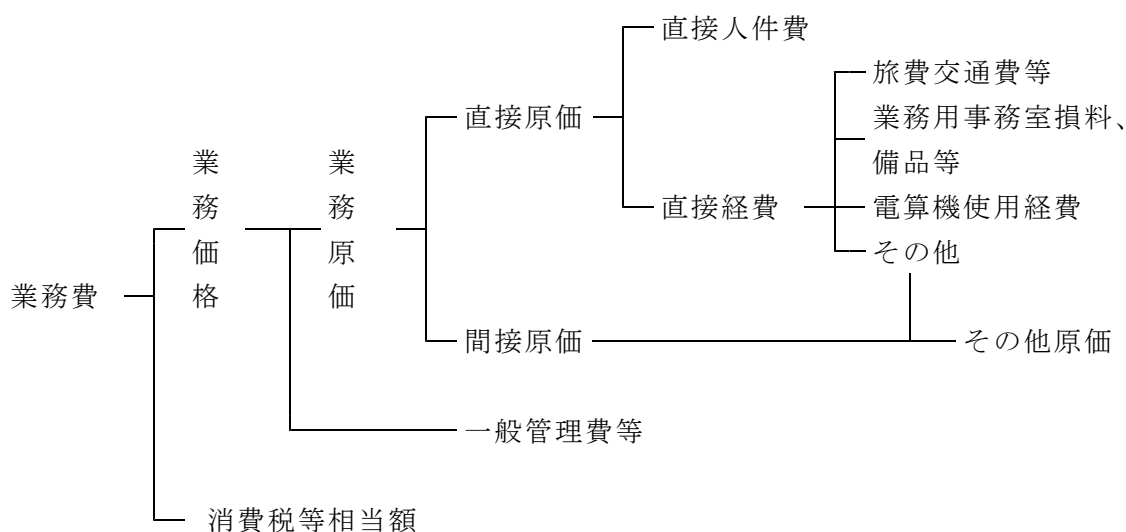
用地補償技術支援業務費積算基準

第1 適用範囲

この積算基準は、用地補償技術支援業務を委託する場合に適用する。

第2 業務費の構成

この積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



第3 業務費の内容及び積算

1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算する。

(1) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

(2) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次のアからエまでに掲げるものとする。

- ア 旅費交通費等
- イ 業務用事務室損料及び備品等
- ウ 電算機器使用経費
- エ その他

2 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

ア その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

ア 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

イ 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

4 業務費の積算

(1) 業務費の積算方式

業務費は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務費} &= \text{業務価格} + \text{消費税等相当額} \\ &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

業務価格は、原則として10,000円単位とする。

(2) 各構成要素の算定

ア 直接人件費

直接人件費は下記による。

(ア) 打合せ協議

管理技術者人件費 = 基準日額 × 打合せ協議の回数

(注) 管理技術者の基本日額は技師Aを標準とする。

(イ) 用地補償技術支援業務

担当技術者人件費 = 基準日額 × 必要人数 × 業務日数 + 超過業務相当額

(注) ・担当技術者の基準日額は技術員を標準とする。

・次に掲げる日は、原則として業務日数に含めない。

a 日曜日、土曜日

b 国民の祝日に関する法律に規定する休日（祝日。「慰霊の日」を含む。）

c 12月29日から翌年の1月3日までの日（年末年始）

・超過業務が必要な場合は、次式により算定する。

超過業務相当額 = 超過時間あたり標準単価 × 超過時間

超過時間あたり標準単価 = 基準日額 × 1 / 8 × A × B

A = 125 / 100 B = 割増対象賃金比

超過時間数は、業務日数30日当たり30時間以内とする。

イ 直接経費

直接経費は、第3 1 (2)の各項目について必要額を次により積算する。

ただし、業務用事務室損料、備品等及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ計上する。

第3 1 (2)の各項目以外の費用については、その他原価として計上する。

(7) 旅費交通費等

旅費交通費等に関する算定は設計業務等標準積算基準書及び同（参考資料）に準ずる。

なお、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

旅費交通費等	旅費交通費等の上限（千円）
直接人件費の4.15%	—

（注）旅費交通費等の率は、打合せ、現場確認、段階確認、工事検査等への現場の費用とする。

(4) 業務用事務室損料、備品等

発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。

(ウ) 電算機使用経費

電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。

ウ その他原価

その他原価は次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

エ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

オ 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税率を乗じて得た額とする。

5 設計変更の積算

業務の設計変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算をもとにして次の式により算出する。

業務価格（落札率を乗じた額）＝変更官積算額×直前の請負額／直前の官積算額

変更業務費＝業務価格（落札率を乗じた額）×（1＋消費税率）

ア 直接人件費は、業務内容、編成人員、履行期限等の変更に応じて変更する。

イ 直接経費

(7) 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、現地調査に業務用自動車を使

用する場合において、調査箇所の増減、変更があった場合に変更を行うものとする。

(イ) 旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。

ウ その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。

(注) 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税等相当額を含んだ額とする。